募集します！

令和7年度 学習成果活用事業

浜松市

「学習成果活用事業」とは、市民の皆さんが主体となって講座や教室を企画運営する事業です。ご自身の知識や技術・技能等を周りの人に伝えたり、地域の課題解決のために生かしたりすることができます。
浜松市は、学びの成果を自立的・持続的に生かす仕組みをつくり、市民の皆さんの夢や学びを育てるお手伝いをします。

【応 募 資 格】　市内で活動する個人及び団体
今後、市内で活動していく意思のある個人及び団体
※個人及び団体の本事業を通じての開講は2回までとしますので、ご了承ください。

【応 募 方 法】

「学習成果活用事業申請書」、「事業提案書兼申込書」に記入し、実施を希望する生涯学習施設の窓口へ提出してください。提出時に、必要経費等について職員がヒアリングいたします。

※　学習成果活用事業申請書及び事業提案書兼申込書は、市ホームページからダウンロードするか、生涯学習施設の窓口でお受け取りください。

【申 込 期 間】　令和7年4月15日（火）～5月21日（水）　※先着順ではありません。

【応募から開講の流れ】

提案書（申込書）提出 → 採択選考 ↓ 結果通知 → 講座内容 募集方法 等の検討 → 受講生 募集 → 講座実施 → 報告書 提出

【採用・決定等】 令和7年6月20日(金)までに、応募された個人・団体に採否をご連絡いたします。

※採用する事業の数や規模等は予算の範囲内となります。ご期待に応えられない場合もございます。ご了承ください。

※本事業は、浜松市の主催事業として開催するため、以下の内容は実施できないのでご注意ください。
また、公平性・中立性を保つ内容であるようご配慮ください。
×営利活動(宣伝等を含む)を目的とした内容　×公共の秩序や健全な風俗等に反する内容
×特定の政党や宗教を支持、宣伝普及することを目的とした内容　×公共の福祉を害する内容